



平成 25 年 10 月 7 日  
横浜市人事委員会

## 平成25年 給与に関する報告の概要

### 本年の給与報告の特徴

#### 月例給、特別給（ボーナス）ともに改定なし

- ・職員給与が民間給与を 95 円 (0.02%) 上回っているが、較差が極めて小さいことから月例給の改定は行わない。
- ・特別給（ボーナス）は、民間の支給割合（3.99 月）と均衡しているため、改定なし

※月例給、特別給（ボーナス）ともに改定を見送ったのは平成 20 年以来 5 年ぶり

### 1 公民比較

#### (1) 月例給

民間給与	職員給与	公民較差
392,212円	392,307円	▲95円 (▲0.02%)

(平成25年 4月分給与を比較)

※ 民間事業所の調査対象は、255事業所（市内1,372事業所から無作為抽出）  
本市職員と民間の事務・技術関係の職務に従事する者について、給与を比較  
[昨年の公民較差 ▲317円 (▲0.08%)]

#### (2) 特別給（ボーナス）

民間の年間支給割合 3.99月 （本市現行：4.00月）  
(昨年 8 月から本年 7 月までに支給された特別給で算出)  
[昨年の民間の年間支給割合 4.00月（本市：4.00月）]

### 2 給与報告の内容

#### (1) 給与制度について

##### ア 給与制度の総合的見直しに向けて

本年の人事院報告では、俸給表・諸手当の在り方を含む給与制度の総合的な見直しを減額支給措置終了後に実施する旨言及しているが、これは地方公務員の給与制度にも大きく影響を及ぼすことが想定されるものである。

こうした国の動向を踏まえることは当然であるが、本市は本市として職務の級の在り方、昇任・昇格制度など人事給与制度全般においてさらに検証を進め、課題を抽出し、この見直しに合わせて課題の解決に向けて取り組むことが肝要である。

##### イ 住居手当

昨年の本報告を受け、本年度から自宅に係る住居手当は廃止となったが、住居手当制度の在り方について引き続き研究していく必要がある。

#### (2) 適正な給与の確保について

本年 7 月から給与減額措置が実施されており、地方交付税の減額に伴う市民サービスへの影響を踏まえやむを得ず行われた措置であったと理解するものの、人事委員会勧告制度の趣旨及び地方公務員の給与決定の原則からすれば問題がある。

平成26年 4月以降は、本報告に基づき本市職員の給与水準については、民間準拠による適正な水準が確保されることが求められる。

### 3 人事給与制度に関する報告

#### (1) 高齢期における職員の雇用問題

平成26年4月からの再任用職員制度の運用が任命権者において示されたところであり、職員に対し十分な周知を図るなど円滑に実施されることが望まれる。

高齢期職員の雇用を将来にわたって安定的に実施するため、次の課題への対応が必要である。

- ・職員が再任用後も能力を十分発揮できるように、職員の意欲向上や能力向上のためのキャリア支援等について取り組んでいくこと。
- ・若年層職員の安定的な確保による新陳代謝や職員の昇任の円滑な実施への影響が懸念される。長期的な視点に立って今後の動向も見極め、組織運営や昇任体系の在り方を含めた人事制度全体の課題として捉えていくこと。
- ・再任用職員の給与水準及び手当については、公的年金が全く支給されない再雇用者の給与を具体的に実態把握した上で検討していくこと。

#### (2) 係長昇任制度の在り方～試験と選考を巡って～

##### ア 試験・選考併用制度の検証について

係長昇任試験制度は導入から60年間、本市の責任職制度として重要な役割を果してきた。近年受験者が減少傾向にあったことから、平成21年度から、試験に加えて選考による係長への昇任を併せて行うこととした。その運用実態や効果についてみると、導入後支障なく運用されており、さらには試験受験者の増加という好影響も見られるなど、現段階においては有効に機能している。

##### イ 試験と選考の特性について

試験と選考にはそれぞれ特性があり、どちらが適切なのは一概に言えない。それは組織運営としてどのような昇任体系をとっているか、人事制度として何を大切にしているかによるものであろう。各昇任段階に応じて、特性を活かして選択していくことが大切である。今後とも、任命権者と連携し、昇任を取り巻く諸状況を見極めながら、登用制度が、情勢に適応し、組織・職員の活力を高めるものとなるよう研究していく必要がある。

#### 【参考1】行政職員の平均年収額（平均年齢41歳5月）

600万5千円（平成25年4月から平成26年3月までの年収額）

平成25年7月から平成26年3月まで、給与の減額を実施

※給与の減額を実施しなかったとした場合の年収額 621万5千円

#### 【参考2】最近の給与勧告の状況

	月例給 公民較差	特別給（ボーナス）		平均年間給与 増減額(行政職)
		年間支給月数	対前年比増減	
平成15年	▲1.01%	4.40月	▲0.25月	▲ 17万3千円
16年	※ 0.02%	4.40月	—	—
17年	▲0.40%	4.45月	0.05月	▲ 7千円
18年	▲0.26%	4.45月	—	▲ 1万8千円
19年	▲0.31%	4.50月	0.05月	▲ 1千円
20年	※ ▲0.02%	4.50月	—	—
21年	▲0.50%	4.15月	▲0.35月	▲ 17万4千円
22年	▲0.80%	4.00月	▲0.15月	▲ 11万1千円
23年	▲0.76%	4.00月	—	▲ 4万8千円
24年	▲0.08%	4.00月	—	▲ 4千円
25年	※ ▲0.02%	4.00月	—	—

※平成16年、平成20年及び平成25年は勧告を行わなかった。